



10月から変わります 「集団資源回収」の仕組み

前編

市

は、ごみの減量と資源の循環のため、リサイクルなどができるものをごみではなく資源物として回収します。

資源物として市が回収するものには、飲み物のびんやペットボトルなどの「4種資源物」、昨年の10月から新たに分別を始めた「プラスチック製容器包装」などがあります。

こ

のほか、地域の資源物を集めて、ちとせ環境と緑の財団と協力業者が回収する「集団資源回収」があります。

約30年前の昭和57年にはじまり、町内会のほか、自衛隊や市民団体など、約130の市民協力団体が行っています。

現在の「集団資源回収」の仕組みは9月で終了し、10月から新しい仕組みに変わります。

今月と来月の焦点では、その内容についてお知らせします。

町内会で行われている「集団資源回収」のようす。月1回の回収日にはたくさんの資源物が集まります。

「集団資源回収」で集める おもな資源物

※新しい仕組みで奨励金の対象となるもの



現在の「集団資源回収」の仕組みと課題

家庭から出る新聞や雑誌、段ボール、空き缶、生きびんなど（右の図にあるもの）の資源物は、町内会などの市民協力団体が自主的にそれぞれの地域に集積所を設置して集めています。

集めた資源物は財団が回収して再生事業者



に売り払い、売り払い額の80パーセントを市民協力団体に還元しています。

現在の「集団資源回収」では、毎月1回、平日の決まった日時に回収しています。

そのため、市民協力団体は、地域で集めた資源物を回収日まで保管する場所を確保する必要があります。また、高齢の方などは決められた場所まで資源物を運ぶことが難しく、市民の皆さんにとつて不便なこともあります。

さらに、資源物の売り払い額は**市場価格にあわせて変動します。**

現在の仕組みでは、還元額も変わるため、市民協力団体の収入が安定しないなどの課題があります。